

◆ 規約施行細則改定条文書等の発行について

- 1 平成 28 年度総会において、自治会規約施行細則の街路防犯灯費の徴収額および名称を改定しました。本来は規約書を再版し発行すべきですが、改定箇所が少ないため本文書を以て代えます。
- 2 規約施行細則 12 頁に差し込んで下さい。

1 ハイランド二丁目自治会規約施行細則の改定条文（①～③）

- ①（改定）平成 28 年 5 月 15 日
- ② 第 5 条 規約第 7 条に定める会費は自治会費と防犯防災管理費の 2 種類とし、額は総会において別表 1 の通り定める。
 - 2 防犯防災管理費は、ハイランド二丁目に居住し、本会に入会していない世帯からも徴収する。
- ③ 第 29 条 本会の収支に関する予算および決算ならびに防犯防災管理費にかかる個別会計は、役員会が統括管理し、そのために必要な事務手続等を行う。

2 別表 1 の改定

別表 1（規約施行細則第 5 条関係）

（改定）平成 24 年 5 月 13 日

（改定）平成 28 年 5 月 15 日

1. 自治会費

(1) 会費

区分	一般世帯	母子、父子世帯	単身世帯
会費	450円／1ヶ月	300円／1ヶ月	300円／1ヶ月

(2) 母子、父子、単身世帯にあつては、該当者より申告がなされた場合のみとする。

2. 防犯防災管理費

(1) 内訳

防犯車両経費、防犯カメラ維持管理費等の合計

(2) 費用

1世帯あたり1ヶ月一律100円とする。

(3) 防犯防災管理費は、ハイランド2丁目に居住し、本会に入会していない世帯からも徴収する。